

早稲田大学 大学院法学研究科
2025 年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専修科目】

専攻名： 民事法学

専修名： 経済法

次の問題のうち、いずれかの問題を選択して解答しなさい（選択した問題の番号を記載すること）

1. 不当な取引制限（独占禁止法 2 条 6 項）の行為要件と効果要件がどのように規定されているか、及び判例によってそれらの要件がどのように解釈されてきたかを示した上で、不当な取引制限の禁止規定によるカルテル規制に関する日本法の現状が比較法的にみてどのような特徴があるのかについても併せて論じなさい。
2. 日本の企業結合規制について、その効果要件である「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」の意味について明らかにした上で、水平型企业結合と垂直型企业結合の二つの類型に分けて、それぞれどのような事例において、公正取引委員会による規制がなされているのかを具体的に述べなさい。
3. 日本の独占禁止法に違反する行為の私法上の効力に関する判例の立場を示し、それに対するあなたの見解を述べなさい。
4. 不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用（独占禁止法 2 条 9 項 5 号）について、それがなぜ「公正な競争を阻害するおそれがある」こと（独占禁止法 2 条 9 項 6 号柱書）の要件を満たすとされるのかに関する最近の判例の立場を示し、この最近の判例の立場に対するあなたの見解についても述べなさい。

答案の書き方（ 横書き / 縦書き ） 六法全書の使用を（ 認める / 認めない ）